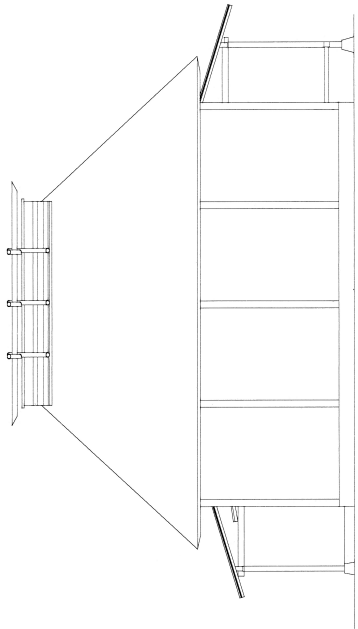
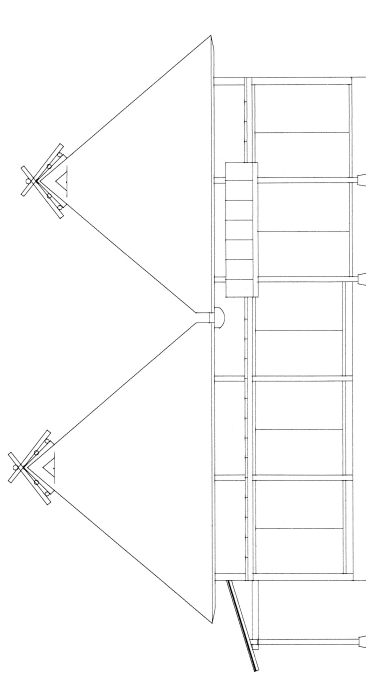


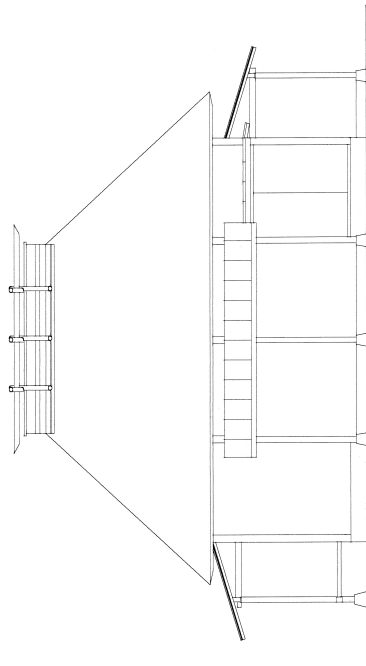
北立面图



東立面图



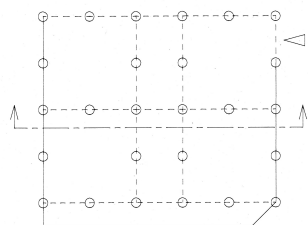
南立面图



西立面图

图7-2-10 御小屋 復原立面图 (S=1/150)





キープラン

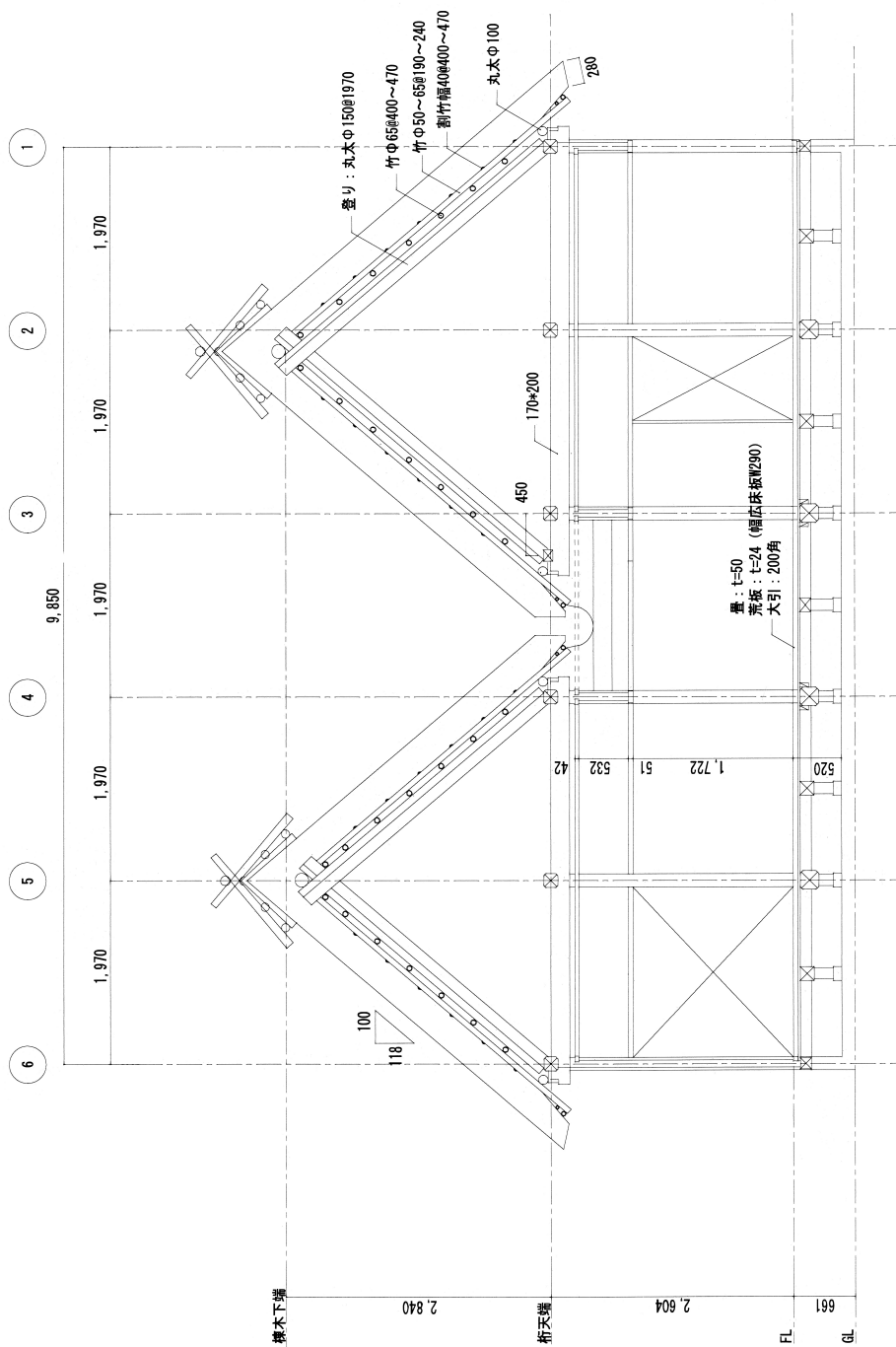


図7-2-11 御小屋 復原断面図 (S=1/80)





図7-2-12 御小屋 北面



図7-2-13 御小屋 西面(右手は玄関)



図7-2-14 御小屋 東面



図7-2-15 御小屋(四畳から東八畳をみる)



図7-2-16 御小屋(西八畳)



図7-2-17 御小屋(東八畳)



図7-2-18 御小屋(四畳から西八畳をみる)



図7-2-19 御小屋(炊事場)



図7-2-20 御小屋(四畳の表に残る樋受)



図7-2-21 御小屋(樋受を外部から見る)

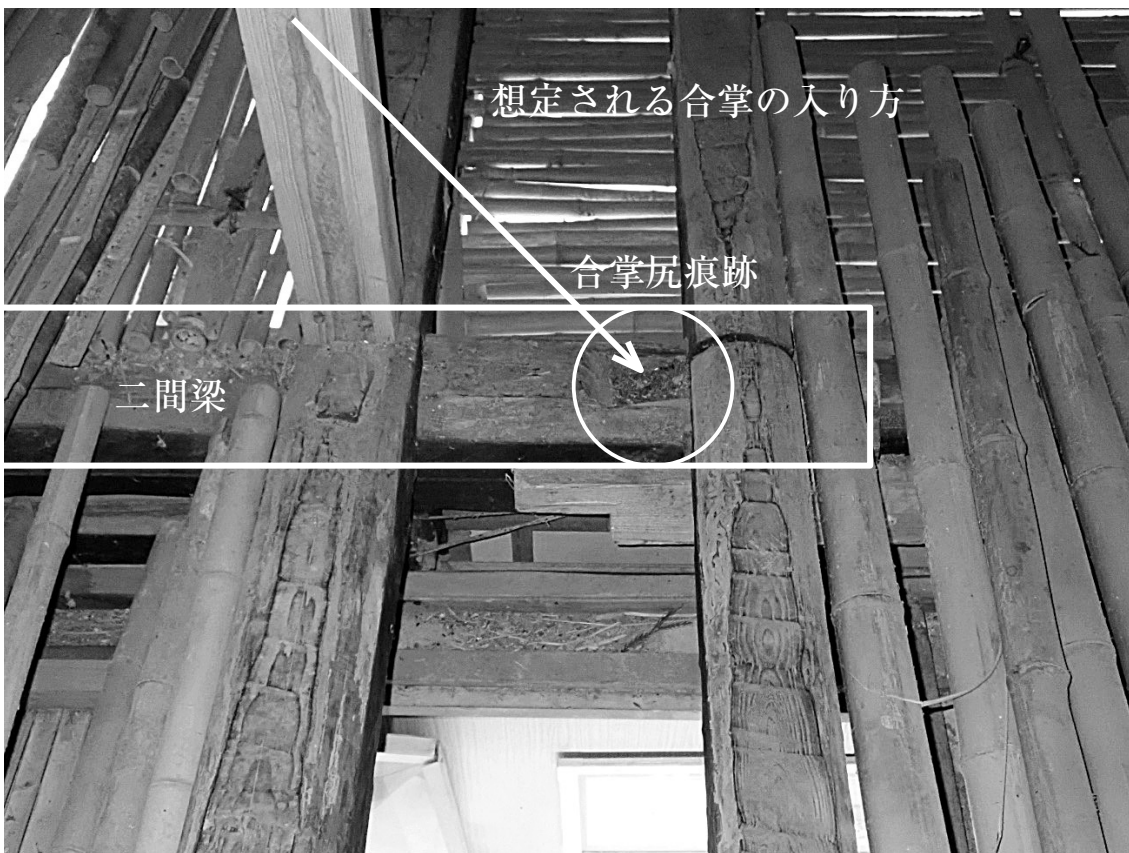


図7-2-22 御小屋(左の柱から張り出した二間梁の上端に残る合掌尻の痕跡と桁)

4. 改修履歴

御小屋の管理は、建造以来、通潤地区土地改良区（前身は水利組合）によって茅屋根の手入れなどが続けられてきた。当初、屋根の形状は平行二棟造であったが、昭和13年（1938）頃までに現在の屋根形状と同じく一棟に統合されている⁵。二棟の場合、各棟の間に設置される谷樋の管理が必要になるため、管理上の都合による改修と考えられる。近年の茅葺屋根の葺替工事は、平成10年（1998）、平成21年（2009）に実施した⁶。

また、建物内の南側にあたる土間の展示場部分には当初床が張られていたと推定されるが、改修の詳

細な時期は不詳である。但し、昭和42年（1967）に当時の矢部町が、見学者への公開を目的として通潤地区土地改良区から御小屋を借り受ける契約を締結していることから、この前後の時期に土間への改修が行われた可能性が高い。

なお、基礎部の改修時期については、土間への改修と同時に実施されたのか、それ以前に遡るのかについても明らかでない。

5. 小括

御小屋は、建物に複数残る角釘（和釘）や手斧痕、部材の経年感等から、文献史料にある通り通潤橋架橋時の嘉永5年（1852）に建造されたものといえる。屋根は、当初の平行二棟造から一棟へ改修されているものの、樋受や梁の合掌尻痕など、二棟時の痕跡が認められる。その他、基礎部や南側の土間部などの改修が行われているが、主要な部材や構造等は当初のものを引き継いでいる。

この建物は、通潤橋建造時には、重要な役割を担った矢部手永会所下代佐野一郎右衛門が指揮や現場監理を行うための事務所（普請小屋）として使用し、橋完成後は用水の利用や管理に伴う庄屋会談の重要な拠点として利用されてきた。普請小屋という特殊な用途で建造されているため、通常の平行二棟造民家とは異なり、内部の間取りが棟の方向と直交する形で配され、通潤橋を望む形で北面の座敷3室と縁側が設けられていることに大きな特徴がある。御小屋は、通潤橋建造工事やその後現在までの橋や水路管理の歴史を証すると共に、その特徴を有する建造物として重要である。

〈註一覧〉

- 1 財団法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財霊台橋保存修理工事報告書』（砥用町、1980年）によると、当時の工事工程を表に整理されたものに、「御小屋」とある。
- 2 「南手新井手記録」【10】（通潤地区土地改良区所蔵）※元は白石・渡辺家文書
- 3 永青文庫「町在」目録番号10.3.7_89（熊本大学附属図書館寄託）によると、三角忠四郎が「新井手見締助勤として吹揚御普請小屋江引越」と記載されているが、具体的な駐在時期は不詳。
- 4 「南手新井手記録」【126】（前掲）
- 5 笹原佗介著『自治之龜鑑 爲政之權化 布田保之助惟暉翁傳』（布田翁遺徳顕彰会、昭和13年（1924））の掲載写真による。
- 6 平成10年（1998）の茅葺屋根葺き替え工事は、株式会社尾上建設の施工である。平成21年（2009）の工事（平成20年度事業として実施し、施工期間は平成21年（2009）1月～3月頃である。）では、株式会社肥後茅葺屋根工事の施工により実施した。

第3節 石碑「通潤橋」・「通潤橋建築中勉勤之銘」

通潤橋上の袂、吹上口側に建立されている石碑2基である。碑文は、史料編に掲載している。

両石碑の間には、漆喰目地溝（1条）が彫られた通水石管1石も置かれているが、実際の通潤橋吹上樋の石管と比較すると規格も小さく目地も異なる。吹上口の余水吐の排水路用として埋設された石管や木管の代替として作成された石管と類似する。また、この場所には、昭和46年度と昭和57・58年度の保存修理工事銘板2基も併設されている。

1. 石碑の概要

(1) 「通潤橋」

直方体の竿石を建て、台座石中央の凹部に差し込む。台座石は埋設されており、厚さは不明である。

竿石の表面には大きく「通潤橋」と刻銘されている。裏面の上部には、「嘉永五年壬子十二月起功、安政元年甲寅八月成」と着工・竣工年月が記され、その下部に、通潤橋建設の関係者のうち、郡代上妻半右衛門と矢部手永惣庄屋布田保之助、手永三役である郡代手附横目石原夫兵衛（武兵衛）・石坂禎之助、さらに塘方助役（堤塘や井樋等の管理を担う）間部市太郎の合計5名の氏名が載せられている。ここで挙げられている人名は、担当であった郡代、手永の代表者である布田保之助と幹部役人のみである。石碑の内容からみて竣工記念碑といえる。

建立日は記されていないが、通潤橋と命名された安政3年（1856）正月以降で、（2）の石碑より遅れる可能性は極めて低いことから、遅くとも明治10年代頃までには建立されたと考えられる。もちろん、江戸期に建立された可能性も十分あり得るが、現時点では判然としない。

なお、本石碑の「通潤橋」という文字は、木倉手永南田代村出身の勤皇派の志士、宮部鼎蔵の書跡と伝わる。笹原佗介著『自治之龜鑑 爲政之權化 布田保之助惟暉翁傳』（布田翁遺徳顕彰会、1938年）の巻頭図版には、宮部鼎蔵が布田保之助へ通潤橋建造を祝して贈った七言律詩の写真相が掲載されており、両者に交流があったことが分かる。また、鼎蔵が通潤橋を見学していたとも考えられるが、石碑の揮毫については詳らかでない¹。

(2) 石碑「通潤橋建築中勉勤之銘」

この石碑は、通潤橋と同質の阿蘇溶結凝灰岩の切石6石を3段に積み重ねる。上から1段目は切石1石だが、2・3段目は2石の切石を並べる。上部1・2段目にのみ文字を彫刻する。

本石碑は、「通潤橋建築中勉勤之銘」という表題の通り、（1）の石碑には記されていない現場の実動者を伝えるもので、通潤橋・通潤用水建設に関わった手永会所役人（手代以下）の行政スタッフや石工・大工職人ら、総勢105名に上る関係者名を当時の役割や出身地と共に掲げる。

行政スタッフ（地方役人）のうち、まず会所役人では9名を挙げ、主に、手代高橋文次を「修築中用掛」、その「同副」に添手代工藤宗次郎、通潤橋の工法検討から現場駐在による指揮や監理を行い、重要な役割を担った佐野一郎（市郎）右衛門・石原平次郎の2名を「修築中惣豁」とし、上・下井手筋工事の担当であった佐藤傳兵衛・本田仁一郎を「水道開拓惣豁」、「同用掛」に渡邊半左衛門他2名を分類する。「井手下庄屋」（受益地域の庄屋）の中では、そもそもの事業実施の要望を行ったとする原田平右衛門・渡邊太郎兵衛を「修築用掛」とし、その他の庄屋、村役員（役人）として各村の頭百姓と村横目などを記載する。これら、地方役人らは通潤橋建造中の働きと一致する形で分類されおり、対象者も熊本藩から明治元年（1868）に褒賞を受けた【表4-3-11】と概ね一致する。

石工や大工職人ら土木技能者は、「通潤橋建築石工」41名、「修築石運輸頭」9名、「台築番匠頭」1名、「用掛番匠頭」2名、「井手條石工受負頭」4名、「井手築土手受負頭」6名が記されている。特に「通潤橋建築」の石工は克明で、棟梁である「石工頭」に始まり、「副頭」や「副並」のほか特段役職を付

されていない「石工」まで確認できる。これら土木技能者は、行政史料にはほぼ登場せず、本石碑以外では確認できないものが大多数である。また、他のアーチ橋の竣工碑などでは、石工頭（棟梁）など数名を刻銘するものが多い中、通潤橋石工の全体像を知ることができる（第4章第3節に詳細は記載）。

この石碑の建立日は、(1)同様に記されていない。通潤橋と命名された安政3年（1856）正月以降で、かつ碑文の「建築」や「修築」といった用語が明治12年（1879）の褒賞の願出にも確認されることから、明治期の可能性があると考えられる。ここで、明治以降の通潤橋の来歴を振り返ると、第4章で述べた通り、明治6年（1873）に政府から布田保之助への褒賞が行われ、通潤橋事業の顕彰が始められる。地元では、褒賞直後に布田が死去し、約1年後の翌7年（1874）4月10日付けで、通潤橋の事績をまとめた散文（「通潤橋の記事」等）が作成され、石碑も建立されている。また、明治12年（1879）に布田以外の関係役人で、この石碑に記されるメンバーで言えば、会所役人と庄屋について併せて政府からの褒賞を求める上申が行われる²。これらの経緯を勘考すると、明治前期の一連の顕彰に合わせ関係者を刻銘した石碑が造られたとしても矛盾はない。なお、明治12年（1879）の上申による関係役人の追加褒賞は退けられ、この後、特に大正・昭和期には、布田保之助個人を主人公とした伝記や物語の制作が進められ、その他の関係者にスポットが当てられることは殆どないことから、本石碑は、明治10年代頃には建造されたものと考えられる。

なお、碑文の名前は、全て通潤橋建造時点の表記に統一されており、地方役人はそれぞれの席次に応じて苗字の有無が使い分けられ、石工も当時の居住地や名前を採用する。これは、前述の通潤橋の事績をまとめた散文（「通潤橋の記事」等）内の記述においても同様である。

2. 小括

この石碑2基は、通潤橋建造の着工・竣工年月、及び工事関係者を伝える史料として重要である。また、「通潤橋建築中勤勉之銘」では、通潤橋建造を実現させた熊本藩の手永運営体制を窺い知ることができる。さらに、石工や大工など行政史料にはほぼ登場しない技能者まで網羅し、特に石工においては石工頭（棟梁）を始め41名を刻銘しており、珍しい。他のアーチ橋と比較しても貴重な史料であるといえる。

〈註一覧〉

1 宮部鼎蔵は、林桜園に師事した肥後勤皇党（勤皇派）の志士で、元治元年（1864）池田屋事件で新撰組の襲撃により重傷を負い自刃した人物。

石碑「通潤橋」の文字を宮部鼎蔵の書とするのは、『矢部町史』（矢部町史編さん委員会、1983年）と『郷土の先哲 宮部鼎蔵先生顕彰誌』（奥田盛人編、宮部鼎蔵先生顕彰会、2004年）の2文献で確認されるが、根拠となる史料は明示されていない。この石碑の文字が宮部鼎蔵によるものであれば、石碑建立も江戸期に行われたものと言えるだろうが、現時点で確証は見つかっていない。

この揮毫の経緯について、『郷土の先哲 宮部鼎蔵先生顕彰誌』内に掲載される奥田盛人「水前寺事件により古里に隠棲された宮部先生の消息を考える」では、宮部鼎蔵が藩の兵学師範として活動中の安政2年（1855）6月、門弟の丸山勝蔵、石原、浜武、弟の春蔵らと水前寺へ清遊した際、横手町塾の門弟水原、山田他と口論になり、丸山が相手を腕力によって倒してしまうという「水前寺事件」を起こしたため、丸山は処刑、春蔵も3年の刑を受け、この責任から鼎蔵も兵学師範役を解かれたという。これにより、鼎蔵は安政3年（1856）3月より約5年間、故郷の木倉手永上野の茶屋元にて隠棲していた際、矢部手永惣庄屋布田保之助が浜町での開塾を依頼し、出張して教授したとする。なお、鼎蔵は、文久2年（1862）に再び上洛する。

2 明治12年（1879）の布田保之助以外への褒賞の上申は、「熊本県公文類纂」目録番号10-19（第90号）（熊本県立図書館所蔵）による。この上申は、区戸長が縣令に対し、郡代上妻半右衛門のほか、会所役人、村庄屋の功績を付して追加褒賞の上申を行ったが、明治14年（1881）に却下される。

この「熊本県公文類纂」の史料中に、添付資料として、明治7年（1874）4月10日付けの「通潤橋の記事」なる書名の散文が提出されている。また、ほぼ類似した内容の石碑が布田神社境内にも建立されている。（この石碑の文章についても、明治7年（1874）4月10日付けである。）

第4節 歴史資料

本節では、通潤橋に関連する歴史資料を、古文書、通水管の型枠・古材、鎚矢、その他資料に区分して紹介する。

1. 古文書

(1) 「通潤橋仕法書」

①法量・形態・丁数

法量：縦27.5cm、横21.0cm、

形態：縦帳（用紙をたて二つ折とし袋綴にした帳面）

丁数：29丁（袋綴とした用紙を1丁、半分で裁断されているものを0.5丁として算出した。）

②概要

本書は、「仕法書」の名称の通り、通潤橋の建設に用いられた工法やその検討過程について挿絵と共に詳述する技術書というべきものである。構成は、冒頭で通潤橋、特に吹上樋の導入及び試験の経過を述べ、それ以降は「車橋地橋之事」「車橋の事」「石垣の事」「石樋の事」「漆喰の事」「大石運送之事」の6項目をまとめる。また、橋の全体構成の計画図として、アーチ径が10間の計画当初段階のものと、径15間3尺の最終段階のものを掲載する。

翻刻文は史料編に掲載するが、「通潤橋仕法書」の内容について、簡単に触れておく。一部、第3章及び第5章第1節と重複する部分もある。

吹上樋の試験については、「南手新井手記録」などの史料でもその期日や木材と石材を用いた通水管の材質や厚さ（強度）の検討が行われたことは確認できるが、本史料のみ作製した「御試吹上樋」の挿絵を交えて試験の内容と結果、試行の過程を伝える。この内容は第4章第2節に前述した。「車橋地橋之事」の項では、輪石や石垣の重量に耐える支保工の組み方を述べる。挿絵では支保工の形のほか、柱の継目を指示する。「車橋の事」では、「砥用橋」（霊台橋）を参考に輪石の厚さを3尺とし、また接合部の角が割れることのないよう、2寸5分ずつ角をあげ、石材を胴でかみ合うように積むこと、積む際は、石材の目をよく観察し、割れやすいマサ目をさけ、板目合わせを指示する。「石垣の事」では、通水石管の重量に耐える石垣とするため、矢倉台（熊本城の石垣）を参考とした「^{のり}矩返し勾配」を採用するとともに、中詰めを「裏築」と呼び、石垣を安定させ通水管の変形が生じないために一石ずつかみ合うように詰めることを求める。また、石垣の補強策として上流・下流側の壁石を内部で連結させる「釣石」や石積みを用いる石材の規格、石の積み方など細部にまで挿絵をつけて解説する。「石樋の事」では石管の規格と仕様をまとめ、「漆喰の事」で漆喰の製法を記述する。最後に、「大石運送之事」では石材運搬道具として「牛」と「六つ車」という2種の道具を図示する。

通潤橋に用いられた技術については、「南手新井手記録」やその他、永青文庫史料などにも記載されており、ほぼこれらと矛盾するものはないが、「通潤橋仕法書」がより詳細であり、吹上樋試験の詳細な経過、釣石の具体的な構造や漆喰の製法、大石運搬道具等については、本書にのみ記される事項である。挿絵や図面が掲載されることも稀で、本史料以外では確認できないものが大多数である。また、それぞれの技術を習得した人物名が記載される点も興味深い。第4章第3節でも前述したが、鞘石垣の勾配や釣石などには、佐野、石原、石工卯一（字一）の名前が付され、大工では、茂助が下橋（支保工）の構築、惣十郎が石垣の勾配、五兵衛が運搬道具の製作などに分けて記される。その他、当地以外の技術者として岩永某や鹿子木某などの人物名、初瀬井手などの先事例の記載もあり、多様な情報収集が行われていたことも分かる。ここでいう岩永は石工岩永三五郎、鹿子木は鹿子木量平・謙之助父子と考えられ、19世紀初頭より熊本藩領の土木事業を担った技能者と役人（惣庄屋）である。

この史料について、山口祐造氏は『日本農書全書』において布田保之助の著作とするが、原典には作成年月や著者が記されていない¹。併せて、元は矢部手永会所に伝来したものと記されているが不明である。改めて、本書の内容、性格を考察すると、通潤橋建設の主要人物が様々な諸記録をもとに編纂したものと考えられる。時期は、通潤橋が命名された安政3年（1856）正月以降で、前節の石碑とほぼ同様に、通潤橋に関する事績が作成される明治10年（1877）代頃までの間ではないかと想定される。文体は、全文を通してそうろうぶん候文は使用されず、江戸期よりも明治期のものに近い印象を受けるが、判然としなない。いずれにしても、通潤橋命名後から明治初め頃までの間で、通潤橋の事績のとりまとめと合わせてより詳細な技術書が作成されたと考えても不思議はない。

なお、現在、綴じ紐は失われており、新しい紐が付けられている。

（2）「南手新井手記録」

①法量・形態・丁数

法量：縦25.0cm、横18.0cm、厚さ7.5cm

形態：縦帳（用紙をたて二つ折とし袋綴にした帳面）

丁数：373丁（袋綴とした用紙を1丁として算出した。）

②概要

通潤橋・通潤用水建造事業（南手新井手普請）にかかる行政文書を書き写した記録を綴ったもので、嘉永5年（1852）閏2月から明治元年（1868）10月までの史料をまとめたものである²。筆者は、会所見習の金太郎で、勤務の傍ら会所に蓄積される南手新井手関係史料をほぼ時系列に写している³。

本書は、はじめ白石・渡辺家文書に属する史料であったことから、筆者の金太郎は白石村庄屋渡邊太郎兵衛の子弟と考えられる。内容は、手永から郡代（その後、藩庁郡方）へ提出される願書をはじめ、郡代からの達書（藩庁からの回答の通達書）のほか、会所で作成される諸記録、帳簿などで構成される。郡代（藩庁郡方）との往復文書については、細川家に伝来した藩側の記録である永青文庫史料とも一致するものもあり、ほぼ正確であることが確認できる。なお、永青文庫史料と重複するのは一部で、過半数の史料は本記録以外には残っておらず、事業の経過や通潤橋建造等に果たした手永及び地方役人らの動向を知る上で欠かせない。また、願書や「普請積帳」（事業設計書）等を時系列に丹念に分析すると、技術的な検討や設計（計画）変更の時期や経過なども確認できる。「通潤橋仕法書」と合致する文脈の記述もある。

細目録では、131件の史料からなる。史料編では、一部を抜粋して紹介する【史料編：史料4～20】。綴紐は破損し補修されているほか、扉（中表紙）及び冒頭の数丁では紙面の一部が欠損している。扉は、上半分を欠き、「新井手記録」部分のみが残る。内部には、一部、水損痕の変色や汚損も確認される。

2. 通水管の型枠・古材等

（1）型枠

現在、通水石管に関係する型枠7点が確認されている。石管加工時に、通水孔と漆喰溝の墨付けを行う際に用いられたものと考えられる。7点の内訳は、通水孔に用いるものが5点、漆喰溝に用いるものが2点である【図7-4-1】。現在、「御小屋」に6点、通潤橋史料館に1点（漆喰溝用）が保管されている。通水孔用の型枠は、中央部を約1尺四方の大きさにくり抜いたもので、漆喰溝用は、通水孔の周囲の目地溝の位置を明示するよう加工されている。角釘（和釘）が使用されており、建造当時のものの可能性がある。

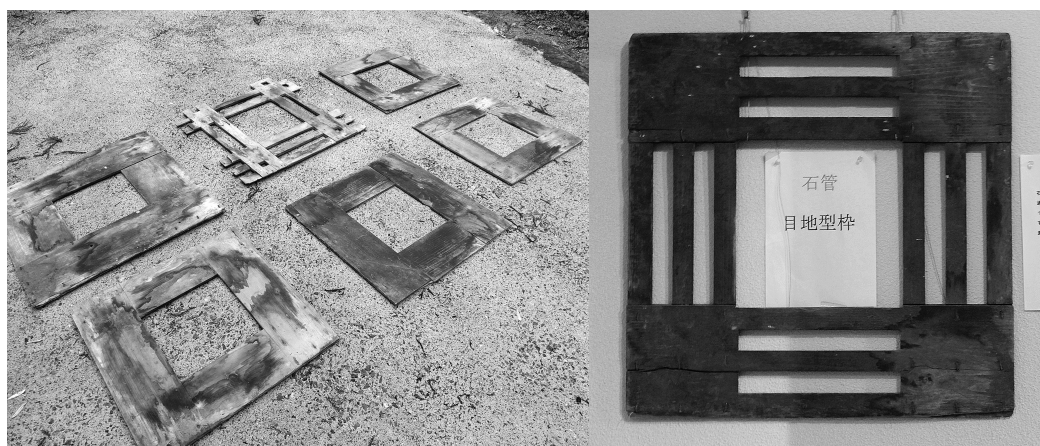


図7-4-1 通水管の型枠（左：御小屋内6点、右：通潤橋史料館内1点）

(2) 古材

通潤橋の通水石管は、平成12・13年（2000・2001）の修理時に、20個の取り替えが行われている。このうち、7点の古材が残る。また、年代や由来が確認できていない木管や石管も含めて、【表7-4-1】に整理した。

表7-4-1 通潤橋石管・木管 古材

| 種類 | 保管場所 | 数量 | 取替年 | 概要 |
|-----------|-------------|----|------------|--|
| 通水管 石管 | 通潤橋史料館（展示品） | 3点 | 2000～2001年 | 放水口用1点を含む。亀裂等は確認されるが、石管の形態を良好に残す。 |
| | 御小屋前 | 1点 | 2000～2001年 | 亀裂等は確認されるが、石管の形態を良好に残す。 |
| | 株式会社 尾上建設 | 2点 | 2000～2001年 | 1点は大よその形を留めているものの、残り1点は破碎されており、一部のみ残る。破碎されている石管は、放水口用である。保管しているのは平成12・13年工事の施工業者である。 |
| | 本さつまや | 1点 | 2000～2001年 | 亀裂等は確認されるが、石管の形態を良好に残す。 |
| 通水管 木管 | 通潤橋史料館（展示品） | 1点 | 不明 | 松材の木管である。木管は石管より一回り小さく、目地は1条のみである。熊本市立熊本博物館所蔵品であるが、通潤橋史料館で展示されている。 |
| その他 石管 | 布田神社 | 4点 | 1954年以前 | 通潤橋架橋100周年記念碑の台座に、漆喰目地が1条の小規模な石管4点を使用されている。目地には漆喰が残り古材であることが分かる。元の使用場所など石管の由来が判然としないが、形状からは吹上口余水吐き排水路のものと類似する。 |

3. 鎗矢

通潤橋、若しくは御小屋の上棟式に使用されたと考えられる鎗矢が残る。1基は御小屋内に掲げられている。対になる1基は、代々水利組合（土地改良区）で、用水流量や分配の管理を司る配水係（配水方）を勤めていた白糸台地内の個人宅に保存されている。通常、鎗矢は、建築物の上棟式で掲げられるものである。霊台橋の場合、橋の上棟式に用いたと伝わる鎗矢が旧砥用町の公民館に残っているという⁴。

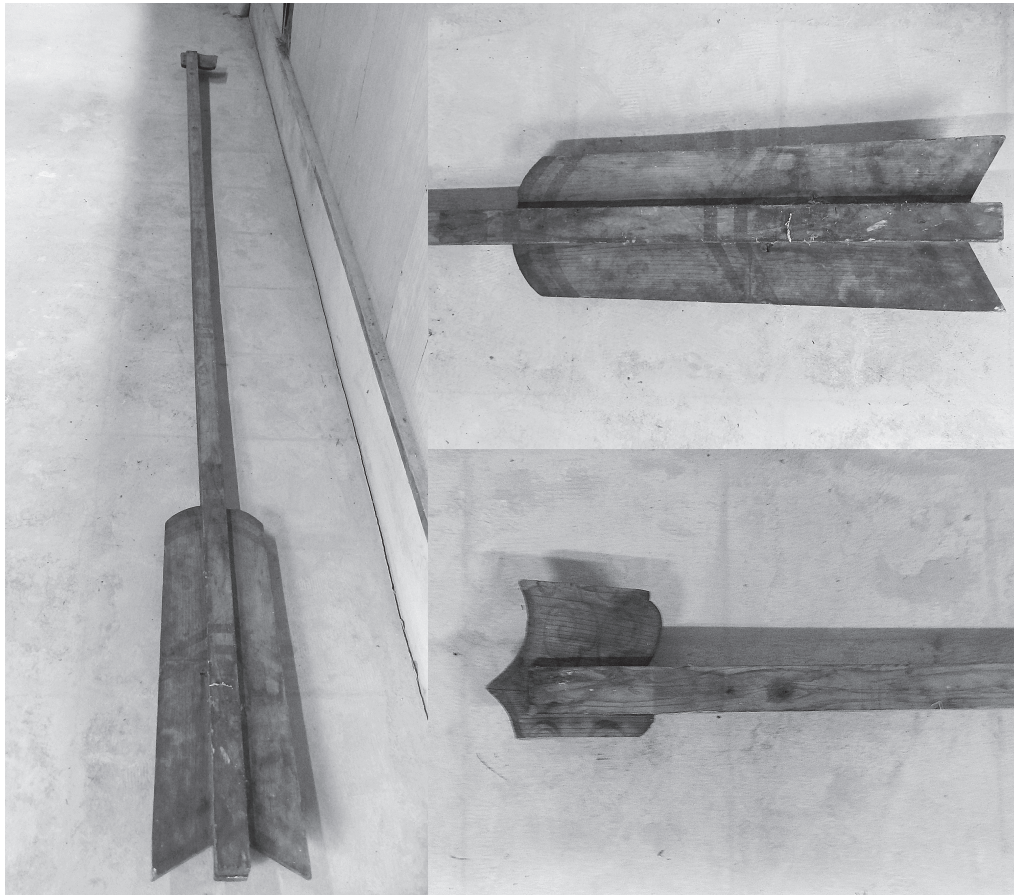


図7-4-2 鏑矢

4. その他資料

通潤橋に関連する資料として確認されたものを【表7-4-2】に示す。

表7-4-2 通潤橋に関連する美術工芸品

| 名称 | 点数 | 所蔵先 | 法量、その他 |
|-----------|---------------|---------------------|--|
| 通潤橋支保工模型 | 1点 | 熊本市立熊本博物館 | 高 24.2cm、幅 48.1cm、奥行 11.7cm |
| 布田保之助坐像 | 2点 (各1点ずつ) | 熊本市立熊本博物館 通潤橋史料館 | 像高 26.1cm、陶製、彩色 像高 25.8cm、陶製、彩色 |
| 藩公渡り初めの草履 | 1点 (1対) | 熊本市立熊本博物館 | 左：丈 26.7cm、幅 9.0cm 右：丈 25.8cm、幅 9.2cm |

熊本博物館には、通潤橋関連資料として「通潤橋支保工模型」、「布田保之助坐像」、「藩公渡り初めの草履」が所蔵されている。これらは、石工宇一・丈八（橋本勘五郎）を輩出した橋本家より寄贈されたものと伝わる⁵。

「通潤橋支保工模型」は2段構造となっている。下橋に関する史料「目鑑下橋大工山師見込積之覚」では、「中段」と「下段」の材料と大工らの工数が記され、材料には杉と松が用い、合計（のべ）1,274人、銭6貫370目の賃銭を計上している⁶。